

○柏市介護医療院人員等基準条例

平成30年3月23日
条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号)第111条第1項から第3項までの規定により、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準については、次条、第6条及び第8条に定めるもののほか、基準省令第2条から第55条まで(次に掲げる規定を除く。)に定めるところによる。

- (1) 基準省令第4条(医師及び看護師の員数に係る部分に限る。)
- (2) 基準省令第5条(療養室、診察室、処置室及び機能訓練室に係る部分に限る。)
- (3) 基準省令第21条第2項
- (4) 基準省令第42条第2項
- (5) 基準省令第45条(療養室、診察室、処置室及び機能訓練室に係る部分に限る。)
- (6) 基準省令第54条(基準省令第42条第2項の準用に係る部分に限る。)

(令3条例11・一部改正)

(入浴の機会の提供等)

第4条 介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。第6条において同じ。)は、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

(令3条例11・一部改正)

第5条 削除

(令3条例11)

(記録の整備)

第6条 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第8号)に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 基準省令第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- (3) 基準省令第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 基準省令第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 基準省令第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 基準省令第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 基準省令第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 従業者の勤務の記録

第7条 削除

(令3条例11)

(ユニット型介護医療院に係る記録の整備)

第8条 ユニット型介護医療院は、入居者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第8号)に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 基準省令第54条において準用する基準省令第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- (3) 基準省令第54条において準用する基準省令第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) [基準省令第47条第7項](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) [基準省令第54条](#)において準用する[基準省令第25条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) [基準省令第54条](#)において準用する[基準省令第38条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (7) [基準省令第54条](#)において準用する[基準省令第40条第3項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 従業者の勤務の記録
(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(設備等に係る経過措置)

第2条 [医療法\(昭和23年法律第205号\)第7条第2項第4号](#)に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム([老人福祉法\(昭和38年法律第133号\)第20条の6](#)に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第6条第1項第1号](#)及び[第45条第4項第1号](#)の規定は、適用しない。

(令3条例11・一部改正)

第3条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについては、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第6条第1項第2号](#)及び[第45条第4項第2号](#)中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第4条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第6条第1項第6号イ](#)及び[第45条第4項第6号イ](#)の規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

第5条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第5条第2項第7号ロ](#)及び[第45条第2項第5号ロ](#)の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

(令3条例11・追加)

(虐待の防止に係る経過措置)

第6条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第2条第4項](#)、[第40条の2](#)([基準省令第54条](#)において準用する場合を含む。)及び[第44条第3項](#)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、[基準省令第29条](#)及び[第51条](#)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(令3条例11・追加)

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第7条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第30条の2](#)([基準省令第54条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[基準省令第30条の2](#)中

「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(令3条例11・追加)

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第8条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第30条第3項](#)及び[第52条第4項](#)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(職員の配置に係る経過措置)

第9条 令和3年4月1日以後、当分の間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第45条第2項第1号イ](#)(2)の規定に基づき入居者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型介護医療院は、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第4条第1項第3号](#)及び[第4号](#)並びに[第7項第2号](#)及び[第52条第2項](#)の基準を満たすほか、ユニット型介護医療院における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

(令3条例11・追加)

(療養室に係る経過措置)

第10条 [指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準](#)等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。)の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年改正省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の療養室であって、令和3年改正省令第13条の規定による改正前の[基準省令第45条第2項第1号イ](#)(3)(ii)の規定の要件を満たしている療養室については、なお従前の例による。

(令3条例11・追加)

(栄養管理に係る経過措置)

第11条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第20条の2](#)([基準省令第54条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[基準省令第20条の2](#)中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

くう

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第12条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第20条の3](#)([基準省令第54条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[基準省令第20条の3](#)中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第13条 令和3年4月1日から起算して6月を経過する日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第40条第1項](#)([基準省令第54条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第14条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第33条第2項第3号](#)([基準省令第54条](#)において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(令3条例11・追加)

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第15条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第35条第3項](#)([基準省令第54条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(令6条例7・追加)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第16条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第40条の3](#) ([基準省令第54条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[基準省令第40条の3](#)中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第17条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第34条第1項](#) ([基準省令第54条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

附 則(令和3年条例第11号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第7号抄)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。